

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《西区》

■日 時：平成28年12月10日(土) 14:59～17:00

■場 所：西区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

高野西区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明のほうがございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

ただいま紹介いただきました副首都推進局長の手向でございます。

本日はお休みの日に皆様ご多忙の中このような大都市制度、総合区と特別区に関する説明ですけども、開催しましたところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。後ほど吉村市長からこの会を開催するに至った背景でありますとか改革の必要性であるといったことについてはスライドを用いた説明がございます。私からはなぜこの会を開催するに至ったかという簡単な開催趣旨について説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では副首都大阪を実現していこうという取り組みを進めております。そして、その副首都にふさわしい大都市制度というのは市民の皆様方にとって、そして大阪の発展にとってどのような形のものが一番ふさわしいのかということを検討してまいりますために、ことしの4月に大阪府と大阪市の共同組織であります副首都推進局というのが今大阪市役所のほうに設置されております。そこでこの大都市制度を検討してるわけですが、この検討をより深めてまいりますために市民の皆様からこのような意見募集・説明会の場を通じてご意見をいただいて、今後の制度設計に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

この意見募集・説明会は、これはあくまでも大阪市が行政として開催するものでございますので、今の段階で制度案の優劣を比較したり、あるいはどちらかの制度を皆様に選択してくださいといった場ではございません。また、開催目的に照らして、この説明の内容と関係のないご発言や政治的な主張といったことについては本日の場ではご遠慮いただき

ますようお願いしたいと思っております。説明内容につきましては、できるだけ本日もわかりやすく説明してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞきょうはよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(司会)

続きまして、高野西区長よりご挨拶申し上げます。

(高野西区長)

皆様、こんにちは。区長の高野でございます。後ほど市長のほうからご挨拶ございますけれども、先にまず私のほうからご挨拶申し上げたいと思います。

まずは本日お集まりの皆様、本当にいつも市政そして区政各般にわたりましてご理解、ご協力賜っておりますことをこの場をおかりして厚く御礼申し上げます。また、本日お忙しいところこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

新たな大都市制度でございますけれども、これは区のあり方、これにも大きくかかわってまいることでございます。そのため本日私区長としてもこの場に同席させていただいております。

大阪市では皆さんご存じかと思いますが平成24年からニア・イズ・ベターの言葉の考えのもと市政改革、そしてその中でそれぞれ24区特色ある区政運営というのを進めてまいりました。皆さん本当にご存じだと思います、西区はどのような区かといいますと、本当に24区いろんなところ、さまざまな特色あるんですが、特によくもあり、また苦しんでところが子どもの増加です。本当にゼロ歳から5歳、あるいは5歳から10歳、この子どもの増加というのは24区の中でもトップクラス、すごい増え方をしております。子どもが増えるというのはとてもいいことですけれども、同時に例えば皆さんもご承知のことと思います待機児童の問題であるとか、あるいは学校がどんどん狭くなるであるとか、そのような行政課題もたくさんある中で、私区長としましてほかの区以上に力を入れてここの部分は取り組んでまいりました。例えば病児保育というものがございます。保育所整備をするというのはもちろん必要なんですが、それと同時に子どもはどうしても病気になるから、病児保育というのも同時に必要になってきます。こちらの拡充を目指すということで市内で淀川区に次いで2番目に訪問型病児保育というのを、この西区独自事業として進めてまいります。また、一方で大阪市の方向として教育の世界でも分権化を進めるという流れがございます。分権化というのは現場である学校長の先生方、そして区役所、こちら両方に権限をおろしてより各地域、そしてそれぞれの子どもの合った教育の施策であったりその環境を整えていくというものでございますけれども、今毎月私と区内の学校長、毎月毎月本当に意見交換を重ねてさまざまな改善策というのを今進めているところです。また、私の区長という立場からは児童福祉の観点、そして今申し上げた教育の観点、両方を総合的に見れる立場にありますので、そのような立場から区の独自の予算を使って西区の中でスクールソーシャルワーカーを独自に配置しております。このスクールソーシャルワーカー、各学校に赴きながら各子ども、そして各先生ともお話ししながら学校現場と、それから区役所の福祉現場とをつなぐ役割もして、少しでも、子どもがどんどん増えていくのは

いいことでありますけれども、同時にきめ細かく子どもたちの環境整備ができるような、そんな施策を進めているところです。

本日の説明会では、まず皆様には大都市制度、そして区のあり方というのはどんなものがあるとか、まずその内容をぜひ知っていただいて、その内容を知っていただいた上で皆さんからご質問やご意見を頂戴できればというふうに思っております。きょうは最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿って事務局よりご説明いたします。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうは皆さん土曜日の昼下がり、本来であればお家でゆっくりされたりとかいろんな散歩されたりとかそういう時間帯だと思うんですけども、そういった貴重な時間に特別区、総合区、この説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。

きょう私からご説明させていただくのは、なぜ大阪に大都市制度改革が必要なんですかと、こういったことについて私からご説明させていただきたいと思っております。これ制度に関することなのでちょっとわかりにくいことがあるかも知れません。ですのでできるだけわかりやすくご説明したいと思います。

例えば先ほど高野区長が皆さんに申し上げました、例えば待機児童、西区は待機児童多いですが待機児童をどうするのか、あるいは高齢者の皆さんの認知症対策どうするのか、個々の具体的な政策であれば非常にわかりやすいんですけども、この制度というのは少しわかりにくいです。でもこの制度というのは非常に僕は大事だと思っております。だから24区全部回ってこの総合区、特別区ということのお話をさせてもらってます。

何でかという、結局個々の政策というのは、じゃ、誰がやるのかということなんです。僕らやっぱり政治家ですからこれ実行していかなくちゃいけない。言って終わりではいけないので。じゃ、実行していくのは誰なのかといえば、これはやっぱり組織が実行していく。政治家が旗を振って組織が実行していく。その体制というのが非常に大事なんです。政策は、一つ一つの政策というのは実行する体制というか組織、枠組みというのが実は非常に大事になってきます。パソコンでもそうです。ソフトは大事ですけども、パソコン

がバージョンアップしていけば、やっぱりそのバージョンアップしたパソコンが必要なように、要はそれを実行する体制、組織というのが私は非常に大事だと思ってます。今のこの大阪の制度はやはり疲弊してる部分があります。いろんな課題がある。それに対して対応できてない、対応しにくいような状況になってる。これを将来にわたって解決できるような、そんな仕組みが豊かな大阪の実現に必要なんじゃないかというふうに思っています。

ちょっと具体的に入っていきます。少し振り返りにはなるんですが、昨年5月の17日の話です。当時、大阪にふさわしい大都市制度を実現しようということで5つの特別区を設置するという5月17日の住民投票の議案を提案いたしました。その目的は、1つは住民の皆さんの身近なところで行政サービスとかそういったことを実現できるようにしよう、身近なことは身近で決めていけるような仕組みをつくりましょう、住民自治を拡充していきましょうというのが1つの目的です。もう一つの目的が広域機能、大阪の成長戦略について、今大阪市もやっています。大阪府もやっています。松井知事もやっていますし僕もやっています。同じこの大阪のエリアでやっていることについて、いわゆる二重行政のようなものが生じてる。それを解消して一元化していきましょうということを目的に昨年5月の17日、住民投票を実施いたしました。結果については皆さんもご承知のとおりです。反対が70万票、賛成が69万票。1万票の差、0.8ポイントの差ですけれども反対のほうが上回って、5月の17日、5つの特別区に再編するという案はバツになりました。ですので今特別区の何か具体的な案があるというわけではありません。しかしながら大阪の先ほど申し上げた住民自治を拡充していこうよという課題、それから大阪の成長戦略とかそういった広域的なものについては二重行政をなくして一元化して強烈なリーダーシップのもとでやっていきましょうよ、そういったことについての課題は残っているんじゃないかということで、昨年の11月、私と松井知事それぞれが特別区を修正する案というのをもう一回つくらせてほしいということを皆さんにお訴えさせていただきました。そんな中で私も松井知事も選ばれて、今皆さんに特別区、それから総合区についてご説明をさせていただきたいと思っています。

まずここにありますがけれども、大阪って、じゃ、どんな課題があるんですかということなんです。1つはやっぱり大きくあるのは東京一極集中だと思いますね。完全に今東京一極集中が進んでいってる中で大阪がどんどん疲弊していってる。もし東京に大きな大災害があったときどうするんですか、あるいは東京が一極集中する中でこの二極、東西二極の一極を担うような国家構造が必要じゃないんですか、それを担えるのは大阪じゃないんですか、じゃ、それを担うためにどういった仕組みが必要なんだろうという問題意識です。それから、人口減少社会がやって来ます。後でご説明しますが超高齢化社会、人口減少社会がやって来ます。これはみんな今誰もが経験したことのないような人口減少社会、超高齢化社会がやって来ます。数字の統計上明らかです。そういったときに、財源というのは限りがありますから、天からお金は降ってきませんので、限られた財源をいかに有効に、いかに住民の皆さんの意思に沿うような形で決定する仕組みをつくっていくのか、住民自治を拡充していく必要があるんじゃないかというのが問題意識です。つまりここにあります住民自治の拡充、人口減少に対応して限られた財源で市民に最適なサービスをする住民自治の拡充のポイント、これが1つ。そしてもう一つが、大都市大阪の再生をさせて日本の成長をまさに牽引していこう、必要な大阪市と府の都市機能を強化してい

って二重行政を解消する、そして東西二極の一極を担う、そういった副首都と言えるような大阪を目指していくべきじゃないのかという課題意識であります。

ちょっとここから具体的に入っていきますが、これ人口の動向です。人口は将来どうなりそうですかというグラフです。これは大体50年規模くらいで見てますので非常に長いスパンで見たものというふうにご理解いただけたらと思います。一番上にあるのは東京です。青が東京。緑が愛知県。赤が大阪府です。それぞれ東京も愛知も減少傾向にあります。特徴なのは大阪府、非常にこの角度が急なんです。大きく減少していく。大阪は特に高齢化が進んでますので、ここの急な角度で人口減少も進んでいくだろうと。しかも特に大阪市です。こっち側が大阪市のグラフ。赤が横浜です。そして緑が名古屋市です。名古屋市は横ばい、横浜はぐっと上がって行って減りますけどちょっとこういう傾向。でも大阪の場合はもともと多かったのがそれがどんどん下がって、さらにここから下がっていく。つまり長期的な目線で見れば大阪市の人口というのも非常に減少していく、高齢化が進んで減少していく。そういったことになれば、もちろんこれは働き手がいて初めて税収がありますから。そして税収のもとにいろんな住民サービスがありますので、そういった意味では非常に財源も限られてくる。そんなことが予想されています。

これは経済規模についてです。これは全国に占める経済規模のシェア。これは東京都18%ですけども、大阪がこの赤字です。大阪もやっぱり右肩下がりで下がってきてます。これも非常に長い年月で見たグラフです。神奈川と愛知は横ばい。こちらが非常に顕著には出てますけれども、いわゆる政令市としての大阪市の状況です。名古屋市、横浜市というのはほぼ横ばいですが、大阪市においてはぐっと右肩下がりに下がってきてる。これを何とか回復しないと、経済が成長しないと住民サービスもなかなか充実できませんので、今松井知事と僕とで大阪全体の経済を成長させよう、活性化させようといろんな施策をやっています。これは日々ニュースでも流れてると思うんですが、大事なことは大きな傾向で見れば今こんな傾向になってきてるというような状況にあるということです。

引き続いてこれは資本金1億円以上のいわゆる大企業がどうなってますか、増えてますか、減ってますかというところです。東京とか神奈川、関東圏は540、230と増えてますが、大阪府においてはマイナス259ということで大きく大企業は減ってきてると。ここが政令市のほうですけども、こちらは東京23区、横浜は増えてますが、名古屋市も89と少し減ってますけども、大阪市はマイナス230というような状況。つまり大阪の大企業がどんどん減っていった。東京に流出したり減っていったというような状況にあるというのが現状です。東京一極集中が進んでいるという現状かというふうに思ってます。

引き続いてですが、これは今の大阪の事業の規模、事業の集積、事業の集まりがどんな状況になってますかというグラフです。この青色の、濃い青色が事業所が集積して密度が高い、ちょっとずつ薄くなってきて、白いところは事業所が少ないというようなところです。この赤の線が大阪市。これ見てもらったら一目瞭然だと思うんですが、大阪市の中で事業所の集積というのは非常に多いんですけども、それがどんどん大阪市外に伸びていった、広がってきてるというのが今の現状です。歴史的には大阪市を中心に大阪は発展してきました。横浜とかちょっと状況が違います。大阪市を中心にしてどんどんこれは発展してきた。これは歴史的な事実。それが今は大阪市の外にどんどん広がってきてるという現状です。そうでありながら大阪全体の成長戦略を誰がどうやって決めてるのといえ

ば、この部分は大阪市、はみ出てますけども、こういった全体については大阪府、まさにこの狭いエリアの中で府と市がそれぞれバラバラにこれまでは広域行政、成長戦略をやってきたというのが現状です。ちなみに、皆さんご存じかどうかかわかりませんが、大阪府の面積というのは全国の47都道府県の中で下から2番目に小さい。物すごく小さいのが大阪府なんです。商業は集積してますが非常に小さい都道府県。大阪府というのは。大阪市も面積で見ると、全国に20の政令指定都市がありますが、20ある全国の政令指定都市の中で下から4番目に小さいのが大阪市です。ちなみに横浜とよく比べられるんですけど、横浜市は大阪市の倍ぐらいの面積がある。ここに横浜を並べると2倍ぐらいの面積があるのが横浜という形になる。すなわち大阪市、商業的な単位で見ると、非常に小さなところに小さなものがあって、面積でいうとですよ。それが商業でいうとどンドン外に広がりを見せてる。この中で大阪市、大阪府それぞれが、それぞれのトップが二重に経済の成長とか広域戦略というのをこれまで担ってきてる。まさにそんな状況にあるのがこの大阪の現状です。

じゃ、それほっといていいんですかといったら、ほっといていいわけがありません。ですので、今できることというのは積極的にやっています。今は私と松井知事でやっていますが、その前は橋下市長と松井知事のころから、府と市合わせて府市合わせ（不幸せ）と言われるような状況は解消しましょうよ、府と市が一体になっているような成長戦略もやっていきましょうよ、それをまず話し合いしてやっていきましょうというのでいろんな成長戦略について府と市共通で取り組んでます。こういったことはその前まではやはり府市合わせ（不幸せ）と言われてましたので一切こんなことはなかったです。やっぱり縄張り争いがあった。でもそれはもうなくそうという考え方のもとで大阪の全体の成長戦略とか、あるいは大阪のランドデザイン、どんな大阪のまちづくりをしていくのかとか、あるいは大阪の観光戦略とか。大阪の観光戦略も、皆さん、こんなことは今まであり得なかったんですけど、大阪市と大阪府がそれぞれ1つにした大阪観光局というのを今つくってます。その大阪観光局が大阪市とか大阪府とか分け隔てなく大阪に多くの観光客の方、外国人の方も含めて来てもらおう、魅力を発信していこう、そういったことの取り組みなんかもしています。いろんな先ほど申し上げたような施策をどんどん実行していったというのが現状です。

ここにありますのはあくまでも例の1つです。道路です。都市の成長においては道路というのが非常に重要になります。しかもそれは生活道路という意味じゃなくていわゆる広域的なインフラ道路、戦略的な道路というのが物すごく都市の成長には大切です。その中でも特に大事なのはやっぱり環状線を言われる円心形の道路が非常に大事なんです。東京では非常にこの環状道路というのが発達していています。名古屋においてもここにはちょっとないですけども事業に着手して環状道路というのができ上がってる。しかしながら、経済第二の都市とずっと言われてきた大阪においては環状道路すらまともにでき上がってないというのが現状です。大阪市内に今阪神高速の環状線がありますけれども、これしかないわけですね。じゃ、どうなってるのといえ、この湾岸エリアで経済活動して外に出ていこう、内陸部に行こうというときもやっぱりこの都心部を通っていく。だから阿波座なんかでは、皆さんも近いところですけども、常に渋滞してるじゃないですか。要は都心部に入ってこなくていい車もどンドン入ってきてる。そういうのを解消する。経済に

大きな不合理が生じてますから。普通は環状線というのをつくって、例えば湾岸エリアからこっち側にこう行って抜けて行って京都の方面に抜けるとか、そういったいろんな環状線というのをつくるんですが、残念ながら大阪はこれできてませんでした。何でかといえれば大阪府と大阪市、やっぱり正直縄張り争いみたいなのをずっとやってきてたんです。例えばここですけれども、淀川左岸線の延伸部、これ今、橋下市長と松井知事から、それを僕も受け継いでますけど、これを何とかしようというので今一体になってやっています。どういうものかという、大阪都市再生環状道路というんですけど、ちょうど今ここが全くない状態なんですね。ここは北区の豊崎のところですね。新御堂のところですね。豊崎のところからずっと市内の都島のほう入って行って、門真のほうに抜けていく。そこから第二京阪に抜けていったりとか環状道路につながっていくわけですけど、ここが抜けてます。これ一部は大阪市内を走る。そして門真のほうに行くと大阪府。つまりこの道路の権限というところにあるのという、市内は私にあり、市外から一步出ると松井府知事にある。これまではこの市長と知事の話し合いというのがまともにされることすら余りなかったですから、こんなのもほったらかしです。例えば私の権限だけでこれはできない。そんな中で、でもこの道路は必要だろうというので今知事と市長と一緒に話し合っ、この道路というのは都市計画の決定もして、そして恐らく来年度は国の予算もついて事業着手になるかと思っています。そういった高速インフラ、広域インフラ1つとっても知事と市長が反対のほうを向くとなかなか大阪の全体の成長に関するものが実行できてこなかったというのがこれまでの大阪。これはあくまでも一例ですけれども。そういったことは都市の成長というのを考えれば、これは回避するような仕組みというのが必要なんじゃないですかという課題意識です。

それからもう一つ大事なことは、やはり財源というのはこれから限られてきます。ですので、限られた財源の中で住民の皆さんの意思をできるだけ反映して、そしてそれをしっかりと住民サービスに結びつけていけるような仕組みづくりが必要だと思っています。住民自治の拡充です。つまり皆さんが選挙で選んだそういった住民サービスをするトップができるだけ皆さんに近いほうがいいということなんです。私は270万市民の皆さんの市長ということで、あくまで大阪市も市町村ですから、そういった住民の皆さんに身近なサービスは市町村でやっていますけれども、もう少し皆さんの身近なところでリーダーを選んだり、あるいはそういった権限がある人をつくったほうがいいんじゃないかという問題意識です。

まず今の現状、これも例えばの話なんですけども、児童虐待の相談件数なんていうのも非常に増えていってます。ここ10年で非常に相談件数が増えていってる。すなわち住民の皆さんの身近なサービスの1つであるんですけど、こういったことについても非常に需要が高まってきています。

それから、待機児童ですけれども、待機児童についても実は大阪市内で待機児童多い多いと言われてるんですが、エリアによって全然違うんです。一番出てるのが西区、まさにこの西区なんですけど、西区は非常に待機児童が多いです。じゃ、大正区はどうかのといえればゼロなんです。これはちょっと数え方があるので、僕はこれはおかしいんじゃないかというのは言ってますけど、数え方というのは置いて、全体的な傾向はこれ合ってます。こういう形なんです。要は西区なんかは非常に出てるんですけど、ゼロとか少ないところもある。エリアによって全然大阪市の中で求められる行政サービスというのが実は濃淡が

あるんです。そういった濃淡をきちんと吸い上げられるような仕組み、住民の皆さんに身近な近いところのリーダーというの必要なんじゃないんですかという、まさにそういった問題意識ですし、まさに財源に限られてきますのでそういったことが必要なんじゃないかというふうに思っています。

これは大阪市の人口規模です。269万人。1万人増えて今270万人になってますけれども、大阪市の人口270万人に対して市長は1人。270万人って、じゃ、人口規模でいうとどれぐらいなのといえ、都道府県でいうと広島県とか京都府、280万人、260万人、このぐらいの人口規模の組織なんです。まさに大阪府の中に大阪市という県があると、それに近いような状況です。これについて、ただそうは言っても大阪市は市町村ですから基礎自治体と呼ばれてます。住民の皆さんに身近なサービスをする役割があります。いろんな生活に関することとかごみのこととかいろんなこと。そういったことについてこういった大都市においてこういう課題があるんじゃないのというのが国でも議論されてます。これはだから大阪市が言ってることでも大阪府が言ってることでもありません。国でこういうことが言われてます。市役所の組織がどうしても大規模化してくる傾向にありますね。それから、カバーするサービスの範囲も非常に幅広くなってきますね。じゃ、その結果どうなりますかといえ、個々の住民と遠くなる傾向がありますね。これが大きな大都市における行政サービスの課題ですねと、そういった問題提起がされています。これはまさに僕は大阪市の当てはまるなというのを身をもって実感しています。

そのために、じゃ、ほっといていいのといえ、そうではありません。じゃ、何をしてるのといえ、今の制度の中でできることは積極的にやっていきたいと思います。どういうことかという、今高野区長も来てくれますけども、区長にできるだけ権限と財源を渡していこうよということをやっています。それから、区長を局長より組織的には上位の上司にしていこうというようなことをしています。局長というと皆さんわかりにくいかもしれませんが。要は今大阪市の体制ってどうなってるのといえ、区役所は出先機関です。窓口機関です。私から見たら。現に実際にもそうなんです。じゃ、どこで何をやってるのという、中之島にある大きな大阪市役所というのがドカンとあるんですけども、そこに僕は常にいます。そこに何ちゃら局とか何ちゃら局とかいろいろある。子どものことだったら子ども青少年局とか、福祉局とか、都市整備局とか何々局というのがいっぱいありまして、そこに局長がいます。トップです。その局長と僕とがいろんな話をしながら政策を決めていってる。そして、住民サービスを実行する組織も大阪市役所にドカンとある。入り切れなくてちょっとほかのところにも分散はしてますけども、要は一極集中のような形に大阪市もなっていってます。そんな中で、でも局長よりもやはり住民の皆さんに近い区長にできるだけ権限を持たせましょうよ。局長よりも区長を上にししましょうよというようなことも今現にやっていってます。それから、区長というのはやっぱり、これまでの行政的な感覚だけじゃなくて、やっぱり民間の皆さんと近い感覚で住民の皆さんが何を求めているのかというのを正確に把握してそれを実行していくということが必要ですから、区長についてもこれまでは順送りの人事組織でやってましたけどそれはやめよう。要は公募という制度を使って外部の民間の方でも区長としてこういうことをやりたいという人が手を挙げて積極的な意欲がある人を募集したり、あるいは外部だけでなく内部の公務員の職員の皆さんでも順送りじゃなくて僕がやりたいんだ、私がやりたい

んだという人に手を挙げてもらって、区政に対して物すごく意欲のある人を公募で手を挙げてもらって、そこから選んでるということです。それ以外にも区民の皆さんが区政に参加できるような区政会議というのをやったり、さまざまいろんな形で区民の皆さんの意見をできるだけ吸い上げられる仕組み、今の制度の中でもできる限りのことはやっていこうという思いでやってるのが今の現状です。

その結果ですけれども、先ほど西区の区長からもありましたが、西区においては例えば訪問型の病児保育の事業というのを推進したりもしてます。先ほどちょっと西成に行ってきましたけど、西成区ではプレーパーク事業という廃校を使った子どもの遊び場というのをつくったりとか、旭区では高齢者の方が非常に多い地域であるということで旭区のバス運行事業というのをやったりとか、それぞれの区長で自分たちの区において必要なことというのをしっかりと取り組んでくれて、いろんな取り組みをしてるというのが現状ですが、これだけじゃまだまだ足りないねと。もっともっとさらなる高みを目指していく必要があるんじゃないかというのが問題意識です。

これは先ほどありました教育行政。教育委員会。これまでは教育に関することは教育委員会が一律でやってました。これは市長すらタッチできなかったエリアです。ただ、前橋下市長のときからやっぱりそれはおかしいんじゃないのということで、選挙で選ばれた市長も教育委員会もいろいろ協議しながら進んでいける仕組みをつくろうよというので今やっています。国もそれに倣って法律も変わりましたので、今は全国的に市長と教育委員会がいろいろ話し合いをしながら。僕なんかいじめなんか絶対あかんよというようなことを積極的にやったりもしてますけれども、そういったことができる仕組みに今なっていてます。その一連の流れの中で区の教育行政についてもそれぞれの学校の先生方と区長とが話し合っているようなことができるようにという分権型の教育行政というのをやっています。例えば学校というのは、これまで教育委員会以外が学校を使うというのはあり得なかったんですけれども、学校の放課後に民間の塾の方に入ってきてもらって、それでクーポン券なんかを使って、勉強したい、でもなかなかお金がないねというような子どもたちでも勉強できるような仕組みを区長が取り入れたりとか、そんなこともしていったらという現状です。

しかしながら、できる限りのことをやってるんですが、先ほど申し上げた大きな人口減少のことも考えて、財源も限られるということも考えれば、より一層住民の皆さんの身近なところで身近なことが決定できる仕組みが必要なんじゃないかと思います。それは私自身も今市長をやっててそういうふうに思います。

その中で住民の皆さんの暮らしと生活を豊かにしていく、それから東西二極の一極となるような大阪を目指していく、まさに副首都大阪と呼ばれるようなしっかりとした大阪をつくっていこうよというのが副首都推進局というところで、府と市の合同の局で今検討を続けているということです。

これは将来の目指すべき像なんですけれども、例えばわかりやすいことでいえば副首都大阪が果たすべき役割ということで首都機能のバックアップ機能。先ほど申し上げました例えば東京で大きな地震があったときどうするの。今はまともな対策なんかありません。これを担えるのは大阪なんじゃないの。来るべき日にもしっかり備えるような、そんな首都機能をバックアップできるくらいの大阪を目指していくべきじゃないの。あるいは西日

本において西日本の首都と言われるぐらいの経済性、基盤性を有する、そんな成長する大阪を目指すべきなんじゃないんですか。そういったさまざま果たすべき役割というのを一定整理しまして、そのために必要な制度って何なのということを考えたときに、やはり今のままの大阪の制度でいいんですか、一定改革というのをやっていかないといけないんじゃないんですか、そうじゃないとますます衰退する大阪になるんじゃないんですかというように問題を意識として持っています。もちろん制度を変えたからといって全て一事が万事全部問題解決するというわけではありませんが、今の状態よりも一歩でも二歩でも三歩でもよくするような、そういった制度というのをやっぱり目指していかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思っています。

その制度って、じゃ何があるのということで総合区と特別区という2つの制度があります。これは法律上認められてる制度です。今回、政治集会じゃありませんので、きょうはどちらの制度を選んでくださいというものではありません。こういった制度があるんだなというのをぜひ皆さんに知っていただけたらなと思っております。

1つは総合区という制度。これは大阪市という枠組みは残したままで一定の区に、1つの固まりにして、そこにできるだけ多くの権限、財源を今まで以上に渡していこう、総合区長というのを設ける制度です。ここにあります住民自治の拡充というのはまさに区長の権限をさらに強化していきましょうということです。もう一つ、じゃ、大阪市と大阪府の都市機能の強化、二重行政の解消はどうするんですかということですが、これについては府と市の協議機関というのをつくって話し合いで解決していきましょうというのが基本的な考え方です。今松井知事と僕がやってるように府と市での成長なんていうのも話し合いで進めていきましょう、だから話し合いをベースにしていきましょうというのが基本的な考え方の制度です。

もう一つ、こちらは大阪市は廃止とありますが特別区の制度です。特別区の制度はどういうことかということ、大阪市を幾つかの特別区に再編して、そしてその特別区において選挙で皆さんの行政のリーダーを選ぶということです。私は大阪市全域で市長としてやりますけども、私みたいなのをそれぞれの区で選出していこうと。1つの固まりとして選出していこうと。そして住民の皆さんにできるだけ近いところで物事ができるようなことをやっていきましょうということです。大阪市と大阪府の二重行政はどうなるのというのは、大阪市と大阪府1つにしますから、それは一元化です。その都市機能については、まさに今大阪市域内は私が、大阪府域内は松井知事がやりますけども、それはもう一元化させて大阪全体の成長については大阪府に一元化させていきましょうという役割分担をやりましょうというそういった仕組みです。

これはもう少しだけ細かくしたものですけれども、総合区というのは自治体のトップは誰なんですかというのは、大阪市が残りますから大阪市長です。じゃ、区長ってどうやって選ぶのということですが、これは私自身が、市長が選任しますが、議会の同意を得て市長が選任するということになります。今の地方自治というのは二元代表制と言われてて、議会があって市長がいてこの2つの両輪で進めるのが基本的な考え方なので、市長と議会それぞれがこの人に任せましょうという、特別職というちょっと権限強化された形になるんですが、そういった人に任せていきましょうと、そういう選び方をします。教育委員会については、市が残りますから1つです。市議会も1つ。予算については市長が当然やる

となりますが、ただ、総合区長も市長に対して、私の総合区についてはこういうことをやらせてくれよと、そういった予算について意見を申し出る権利が与えられてる。これは法律上の権利です。それが総合区の制度。そして総合区は一部の区に導入することも可能です。一部の区だけ総合区にするということも法律上は可能です。ただ、今回皆さんにお示ししますのは、この大阪市内を全部で5つの区、それから8つの区、11の区、ちょっと合区をしてその権限を強化させて、そして事務を執行してもらう。一定の権限強化がないとこれは意味がないということになりますから、まさに今回の総合区の概案では合区を前提にしたものを皆さんにご提案してます。ただ、制度上は一部の区に導入することも可能というのが法律上の制度です。

特別区についてですが、これは自治体のトップというのは区長です。選挙で選びますから。それから、区長の人選、これは選挙で選ぶと。教育委員会というのをそれぞれの区ごとにつくっていきます。そして区議会があって、予算についても区長がやるということになります。まさに特別区ごとに皆さんの身近な住民サービスについてはそこで完結させていこうという仕組みがこの特別区という仕組みであります。

この後職員のほうから総合区と特別区についてはもう少し丁寧に細かな説明をさせていただきたいと思いますが、私が皆さんにご説明したいのは、やはり大阪の将来ということを考えてとき、大阪の今の課題というのを考えたときには大都市制度の改革が必要だろうというのが僕の考え方です。何もしないでこの大阪の課題が解決されるとは思ってませんので、少しでも大阪がよりよい制度になっていく、そういったことが私は必要だろうというふうに思っています。その中で特別区、総合区という制度があるんだなということをごきょうお知りおきいただければ非常にうれしいなと思いますし、皆さんきょうの説明会でこどうなってるのということがあればいろんな忌憚のないご意見をいただけたらと思います。本日はどうぞ皆さんよろしく申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約35分間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪

市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、左側、総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権と記載していますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう1つは、右側の特別区の設置です。こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、つまり大阪市を廃止して複数の特別区を設置、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらに下に示すように、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては先ほどの市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要があることを示しております。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の説明の中で詳しくご紹介いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線枠組みの概要の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上の網かけをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目の区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となっています。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の仕事がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。では、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、黒い四角、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、右側の欄、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内でいいます

と東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。右下にありますように、大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討してまいります。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区の事務、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島の本庁などの局が実施する事務であり、例として表の右側、○大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算や、○市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備、さらに、○住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、例えば国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担についてももう一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の事務を増やすことや、合区によって職員数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の

増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したもので、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめて繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事の量が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案では8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、それぞれの枠内において点線で囲んでいるのは現在も区役所で行っている事務です。A案の場合の総合区が設置されると、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部を説明いたします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからの要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

資料に戻りまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になっていますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

恐れ入ります、もう一度資料に戻り21ページをお開きください。21ページです。C案の総合区では、区の数に5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例の中から、こども相談センターの例です。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項について説明いたします。まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討してまいります。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、この意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会でのご議論を踏まえ、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この最終的な案については、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例をお示ししております。続く25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務の分担の詳細を一覧表にしております。さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

では引き続き、第3部「特別区制度」についてご説明いたします。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区についての現時点での具体的な制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットなどの考え方を示しており、皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後改めて制度案について検討を進めていくことになります。

それでは、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区を設置することが可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の事務に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されております。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的

な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししております。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

続きまして、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書の考え方などについて説明いたします。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務については引き続き現在の区役所などで行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけですが、この項目に関して、当時住民説明会でいただいていた主な質問と意見でございます。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように網かけでお示ししております。

では続いて、37ページをお開きください。(2) 特別区と大阪府の事務の分担につつま

して、真ん中の表の事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うこととしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、職員体制については、黒ボツの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で人口30万人以上を有する高槻市や豊中市、東大阪市などの5市であり、これらの市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府の特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するため活用することを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし角、株式、大阪市が積み立ててきた基金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じ負担するとしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整をし、3つ目のひし角、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の（8）には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見などを踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明のほうは終了いたしました。これより時間の許す限り皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。冒頭お願いいたしました但、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承ください。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。お座席のほうまで担当がマイクをお持たさせていただきますので、必ずマイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問、意見は発言機会1回につき1つといたしまして簡潔にご発言くださいようお願いいたします。また、司会者から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはヤジなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。そしたら左のブロックの後ろから2番目の方ですかね。

(市民)

本日は新たな大都市制度についての説明会であります。その中で総合区の提案は、私も内容は詳しく見てませんが、提案されるのは理解できますが、昨年住民投票で反対されました特別区制度をそのままなぜここに入れられたのか、まずその理由をお聞きしたいと。まずこれが1点です。

それともう一つ……

(司会)

まずはすみません、1つだけ。ほかにも手を挙げられてる方おられましたので。また手を挙げていただければ。

(吉村大阪市長)

昨年の5月17日に確かにご指摘のとおり5つの特別区に再編するという住民投票を実施しました。賛成が69万票、反対が70万票ということになりました。1万票、0.8ポイントの差ですけれども反対が多数となって、昨年の5月17日の住民投票、これは否決になりました。

した。ですので現在において案はありません。その後、昨年11月ですけれども、この大阪の課題についてどう取り組むのかということで、市長、知事選挙がありました。その市長選挙において私自身が訴えたのは、特別区を修正する案をつくらせてほしいと、もう一度住民の皆さんに問うていきたいと。特別区を修正する案をつくらせてくださいというのは正面から訴えました。それで反対の候補の方は、いやもうこれは完全に終わらせるということでご提案をされました。私も、それを言わなければ問題だと思いますけれども、正面から訴えさせていただきました。それで大阪市民の皆さんは60万票と40万票という結果で今私が市長をさせていただいております。その中で特別区を修正する案というのは、まだ法定協議会はつくってないですから具体的な案はありませんけれども、そういった特別区を修正する案をつくらせてほしいということを訴えさせていただいて市長になりましたんで、これについては今後、今この手続もありますけれども、これをさらに進めさせていただきたいというふうに思っております。この点についてはそういった選挙という手続を経て今ここにありますので、それについては私自身は住民の皆さんにまた問うていきたいなというふうに考えています。

(司会)

それでは次の方、質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。そしたら左ブロックのマスクされてる方。

(市民)

先ほどのパワーポイントの中に保育所問題がございましたし、区長も保育所の関係をおっしゃってました。現行制度の何が問題でこのような状況が発生したのか。それが特別区や総合区になればこのような形で問題が解消されるんだと。ほんまにそうなるんだろうか、そのような疑問を抱きましたので、まず教えてほしいと思います。このような疑問を抱きます理由は、「保育所落ちた」で問題になったときの新聞記事によりますと、大阪で話題になったのは豊中市や吹田市、また東京都では入所倍率が2倍以上になったのは杉並区や世田谷区等の6区でした。これらの市や区の人口は特別区を実施したときの区の人口とほぼ同規模で、特別区にしたら保育所問題が解決するとの保証はないことを示してると思うからです。今より小さい規模になり、かつ予算調整組織が一段階増える特別区制度で、大きな予算の必要な地区の特殊事情を吸収するよりも、予算規模の大きな市全体で、かつすぐに市長に情報が上がる現制度を対応するほうがはるかに速やかに問題解決ができるのではないのでしょうか。吉村市長のような優秀な区長は4人も5人も、かついつまでもあらわれると思いません。組織より人です。この例をベースにしてわかりやすくご解説いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(吉村大阪市長)

まずこの制度をつくっていくに当たって、この制度をとったから全てが魔法のように解決するというものは、これはもうありません。追求していくのは、よりよい制度を追求していくというのが基本になるかと思えます。先ほどおっしゃってた例えば待機児童の問題に関して言うのであれば、一番冒頭申し上げたとおり西区というのは非常に待機児童が多

いエリアです。片やちょっと違う平野区のようなエリアになってくると待機児童というのは少なく高齢者の方が非常に多いような地域になってくる。今私は市長として実はこれを全部一緒に見ていってます。この制度のほうは西区の待機児童の問題というのは解消しやすいのかどうなのかということなんです。今私が提案してる特別区というのは、例えば西区を中心とした区域があるとすれば、財源が一緒という前提に立ったときに、じゃ、西区の区長、これは西区の課題として待機児童がたくさんありますねというんであればそちらに財源を重視して投与していくような形になるかと思えます。つまりこの特別区という制度がそれぞれの地域の課題というのをできるだけ近いところで吸い上げて実行していく体制、これが特別区の制度だと思ってます。私が冒頭申し上げた限られた財源の中で、打ち出の小槌はありませんので、限られた財源をどう適切に使っていくかとなれば、この大阪市というのを見たときに、一定のエリアの中で完結して、そしてそこに、区長に権限と財源を持たせて執行していくような体制が必要だろうと。そのほうがそのエリアの課題解決については適切だろうと私は思っています。どちらがよりすぐれているのか、望ましいのかということだと思えます。

(司会)

そしたらこれからはご質問も含めてご意見ある方も頂戴したいと存じます。アンケート用紙のほうにも書いておりますけれども、身近な区役所で行ってほしい業務とか区の数、区割りについて重視される点など意見があればと思えますし、若い世代の方もせっかくこういう場ですのでご質問なりご意見賜ればありがたく思えます。そしたら左ブロックの前列一番前の方。

(市民)

合区のメリットというのを何かシンボリックな言葉で、いわゆる市民はなかなかわかりにくいと思うんです。その辺のところまずきちっと説明していただきたい。去年の住民投票で僅差で反対が多かった理由の1つに、高齢者の方がやっぱり反対票をたくさん投じられてるんです。我々周りのお年寄りにお聞きしたところ、孫の世代までこういう大阪市ではいかんという方は賛成票を投じられてるんですよ。ところが目先のまあまあ何とかなるわという方はやはり反対票を投じられてるんですよ。だからその辺の高齢者の方にも向けても、今、総合区、特別区、非常に我々聞いてもわからないんですよ、はっきり言って。一般市民には理解がなかなかできないと思うんです。詳しい制度の内容についてはね。その辺のところをやはりごく身近な言葉で、やはり市民の方にまずアピールしていくと。まず私はやっぱり合区の必要性ね。合区が必要なのかどうか。去年の住民投票で反対のほうが多かったというのは、合区を否定されたと思うんですよ、住民の方が。だからその辺のところ、いわゆる合区についてやはりきちんとわかりやすい言葉で市民に、難しい話はもう結構なので、ぜひアピールしていただきたい。

以上です。

(司会)

ご意見としてでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

お子さん連れて来られてる方もおられるんですけど、特に若い世代の方、将来のことも含めましてご意見ありましたら。ご質問でも結構でございますので。せっかくの場です。そしたら左ブロックの一番後列の真ん中の男性の方。

(市民)

すみません、これは意見なんですけども、市長、知事をお願いしたいんですけども、まずきょうこういう説明会で、はっきり申し上げて余り建設的な意見というのが出てこないと思うんです。24区には全て区政会議があると思います。私自身も区政会議の一員です。なぜこういう話を、できれば区政会議の中で、もっと資料はコンパクトにして、より身近なところで話し合っ、それぞれ24区の意見の出してもらって、それをまた中之島のほうでもんでもらって、その上で皆さんのじゃあ意見を聞きましょうという、私はそういう手順を踏んでいただきたかったなと思いますので。今からでもできればお願いいたしますという意見です。

(司会)

ご意見賜ってありがとうございます。

ほかにおられますか。そしたら右ブロックの前列2番目の女性の方お願いいたします。

(市民)

西区で子育てをしていて運良く保育園に入れたんですけど、今西区ってすごく子どもが増えてますよね。小学校がパンクで、西船場小区なんですけど、入れないかもという説明会が始まっているような状況なんですね。この間そういう説明会に出たときに、福島区のほうは、北区の中之島のタワーマンションの住民の児童を福島区は受け入れを拒否しているのに、西区は受け入れていて、また今度55階建てのが建ってるじゃないですか。それも西区が全部しわ寄せが来て、もともと住んでる西区の人にしわ寄せが来ていて、福島区だけどうして受け入れが拒否できるのかなというのがちょっと不満なのと、西区って過ごしやすいしすごくいいんですけど、タワーマンションの乱立について、マンション建てるの誰がオーケーしてこんなことになってるかなと思って質問です。

(司会)

ちょっとそういう意味では総合区と特別区と、すみません、せっかく私が言いながらあれなんですけれども、できたら総合区制度と特別区制度についてのご質問が賜ればと。もう一度どうぞ。

(市民)

特別区の中の区分けで、36ページに福島区は北区と関連性が高く両区の住民の交流が盛んであると言ってるのに小学校の受け入れをしないのはどういうことかなっていう、それがちょっと、何か区分けについてちょっと考えたことで、総合区になったら、じゃ、学区が変わるのかとか、西区の人たちが過ごしやすく環境が変わるのか。質問としては総合区とずれてないとは思うんですけど。

(吉村大阪市長)

福島区が拒否できて西区が拒否できないという、それはちょっと情報として正確じゃないのかなと思ってます。福島区が拒否できると、そんなはありませんので。だから何かちょっと制度の誤解とか違った情報を受けられてるのかもしれませんが。おっしゃってる西区の学校の環境というのは本当に今喫緊の課題で、高野区長とは本当に頻繁にやりとりもしてるぐらいでして、西船場小学校についても平成34年で物すごく、そこまでの数は出てるんですけどね。入れないということはありません。ただ、小学校は物すごく運動場は今のままでいくと狭くなります。国基準が大体1人当たり10平米という文科省基準というのがあるんですけども、それが一番大阪市の中で最小の運動場になる。3. 何ぼぐらいだったと思うんですけども。だから小学校の環境整備の課題というのは、特に西区については本当に喫緊の課題だというのは認識してます。そういったことは今教育委員会の中で私も入って西区の環境整備というのをどうしていくのかというのを今しっかりと議論してますし、あとは保育所にたまたま入れたということですけども、入れなかった方もたくさんいるのが西区なので、入れるようにするにはどうしたらいいんだろうか、西区だけでも何かできないのかと、そんなことは今しっかりと取り組んでいってますし、その課題については認識してます。

これが例えば総合区とか特別区になったらどうなるのかということなんですけども、僕はそういうふうになったほうが今のお母さんの意見は届きやすくなると思ってます。僕は西区の課題も解決しますけども、同時に平野区の課題も解決します。旭区の課題も解決します。それを一人で全部やるというようなのが今の環境ですけども、もっと権限と財源を持った人間が皆さんの近くにいて、そこにしっかりと意見できる仕組みというのが私はよりそのエリアの課題を解決するに近づいてくるだろうというふうに思ってますので。ですので総合区というのも1つのまとまりにして、そこで保育所の設置権限を与えようとか、あるいはこども相談センターをつくれるようにしようとか、まさにそのエリア特有の課題も吸収してできるようにしていこうというのが総合区であり、そして特別区については皆さんが選挙で選んで予算づけしていくわけですから、まさにその身近なところの課題解決、つまり決定権者をできるだけ身近にしていくというのが大事なんだろうと思ってます。今高野区長も一生懸命やってくれてますけれども、高野区長には決定権はありません。あるのは僕です。大阪市内270万人に1人というのはやっぱりこれはおかしいんじゃないのかなというところの問題意識というのは持ってますんで、これはやっぱり限られた財源の中で、例えばこのエリアは子育ての課題が多いよねというのであれば子育てにちょっと集中するようなこともしていかなきゃいけないと思ってますし、そういった仕組みというのを大阪市の中では考えていけないといけない時期になってるのかなというふうに思ってます。

大型のマンションについては、西区は非常に人気のエリアなので、どうしてもそれはマンション業者が建てていくという形になるんですけども、これは禁止するというのはなかなか難しい、役所として禁止するのは難しいですけども、そこで一定の行政指導の建築の協議の権限もありますんでね。大きなマンションつくる割には、お子さん増えるけども、じゃ、待機児童の問題多くなるじゃないかと。それについてマンションとして何か責任も

果たしてもらわないと困るんじゃないのというのは僕問題意識としてありますので、そういったことをちょっと今いろんなところで議論してるというような状況です。ただ、制度の点に関していえば、例えば総合区にしたら待機児童ゼロになるのか、特別区にしたら待機児童ゼロになるのかといえば、そういった魔法のステッキではないですけども、皆さんの意見をできるだけ近いところで決定できるような仕組みに変えていく必要があるんじゃないんですかというのが僕からの問題提起であり、僕はそれが必要だというふうに思っています。

(司会)

ほかにご意見、ご質問のある方。そしたら真ん中のブロックの手を挙げての方をお願いします。

(市民)

去年、今まで何人の方も発言されましたですけども、住民投票で特別区というのは否定されました。この中身は、やっぱり今の大阪市の24区の行政区、本当に先人たちや私たちが住みなれた伝統ある大阪市をつくってきた、こういうやっぱり誇りがあるんです。この特別区なんていうのは大阪市をなくすというのが前提になってます。だからそういうところから考えると、私は今大阪市が行政区として考えていくべき中身というのは、今の24行政区の中で幾らでも改善する点があります。その改善する点は、きょうのようなこういう催しもされておりますけれども、そういう場所でどんどん今の大阪市をどういうふうに改善していったらいいか。総合区とか特別区ではなしに今の住みなれた行政区の中でそれを少しでも改善できるような方向は何かということをもっともっと意見を聞いてもらうような、そういう場所をつくってもらうことが大事やと思います。先ほど区政会議ということ言われてましたですけども、ああいう中身なんかももっともっと充実させてもらって、今の大阪市の、言うたら政令都市の非常に大きな力を十分サービスのためには物すごく発揮できるいい点があると思うんですよ。だからそういうものを含めて今後もっともっと今の24区のままで住民の皆様様の要求を取り上げて改善していくという方向での取り組みをぜひお願いしたいということです。

(司会)

ご意見として承ります。

ほかにご意見、ご質問。そしたらすいません、左の列の、はい。

(市民)

先ほども質問させてもらって、それから後で女性の方も保育所、それから小学校の問題で発言されましたけども、その都度市長は身近なところで情報をつかんで云々ということをご回答いただいています。現時点ではそういう問題点は区長はつかんで市長のところへ上げてないということなんですか。今も私は十分市長のところへ届いてるはずだと思うんですよね。そういうことをうまくコントロール、どっちみちどの制度になっても予算が伴いますんで、どっと強化せんといかんところには予算をどんとつけんといかんんですよね。

そういうコントロールはどこかでせんといかんということになれば、現在の制度でも十分情報は各区長、西区の区長も頑張ってはるから情報は全部伝えてはると思うんです。その辺のところで伝わってないのは何でやねんと。どこに問題があるのやと。

(司会)

総合区制度と特別区制度に関係の……

(市民)

だからそれが総合区や特別区になったらどう改善されるのか。何か身近なところでつかまえてどうやこうや、そればかりきれいごとで具体的な回答がないわけです。

(松井大阪府知事)

今のご質問、これは特別区の住民投票時代もよくそういうご質問出ましたんでね。5月17日のときは僕と橋下市長でしたから、そこでそういう同じような質問出たことがあるんで、ちょっと僕から答えさせていただきます。

身近なことを皆さんからの声を吸い上げて物事を決めていく、決定していく、これは誰の役割でしょうか、皆さん。予算の話も出ました。先ほど。その予算を決定するのは市長じゃありません。提案することはできるんです。最後、提案して決定するのは議会なんです。議会。そして先ほどの子育て中の方のご意見もありました。西区はすごく待機児童が多い。小学校入れるかどうかわからない。住宅環境についてもどどんタワーマンションができてちょっといかがなものかと思う。それを聞くのは区長であり、そしてもう一つ皆さんの代表の市議会の議員さんです。決定権は市議会の議員にあるんです。議会の過半数で物事は決まっていくわけです。で、今西区には2人しか市議会議員の方はいません。2人なんです。大阪市の全体で物事を決めるときには86人で決めるんです。西区のいろんな問題は2人の市議会議員には伝わります。その2人の市議会議員は西区はこんな問題ある、よくわかってる。でも、西区から選出されてるわけですから。ところが中之島の市役所に行くのとあと84人いるんです。あと84人は、西区の方々には有権者じゃありません。あとの84人は自分の有権者を見てやっぱり予算の使い方を決めます。これは選挙ですから有権者をどうしても見てしまうんです。じゃ、その人たちは平野区の議員もいます、生野区の議員もいる。西区のこと、そら言わはるのはようわかるけど、それやったら平野区の高齢者のところにもっとお金つけてよと、こっちへ行きます。だから先ほど吉村市長が言ってるのは、身近なことを身近なところで決めていこうというのは、皆さんが選ぶ、皆さんのお金を預かる議会をつくったほうが、まさに身近な課題に対して予算つきますよということなんです。どんなことでも物事を進めていこうと思えば財源が要ります。お金が要る。でも皆さんの西区の課題を解決しようとする、西区のことを西区の皆さんが選べる有権者である議会をつくっていく、そういう範囲をつくっていったほうが皆さんの要望というのは議会に届くわけです。そうすることで身近なことを早く解決できる制度をつくる必要があるんじゃないですかというのが我々の考え方です。

(司会)

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。そしたらちょっと時間早いんですが、ご意見、ご質問もありませんので、以上と……。そしたら左のブロックの後ろから2番目の方ですかね。

(市民)

先ほど1つしか質問できませんでしたのでもう一つ質問させていただきます。

昨年、大阪市廃止、特別区設置の説明のとき、今おられる松井知事が二重行政の解消で年間4,000億の財源ができると強調されておりました。しかし、議会で精査されましたらわずか1億円。今回の総合区の説明でも耳あたりのいい言葉説明されてますけれども、今回仮に総合区に移行した場合、市民にとってデメリットは絶対ないと言い切れるかどうか。もしもあるとしたらこういう点だということをお答えください。

(吉村大阪市長)

総合区をするときに区数どうするのというのはあると思います。というのは区数を増やせば増やすほどやっぱり職員の数が必要になってきます。総合区にそれぞれA、B、C案というので権限を、大きい小さいいろいろありましたけど、権限が大きくなってくればやっぱり職員が必要になってくる、組織体制が必要になってくるわけです。今総合区というのは基本的に職員で見ればどんな制度かということ、中之島にドカンと集中してる職員をできるだけ総合区、皆さんの身近なところに分散して、そこで物事を実行していく仕組みをつくっていきこうというのが基本的な総合区の考え方ですんで、今回の、例えばこのパンフレットを見ていただいて、16ページなんかを見ていただければわかりやすいかと思うんですけども、例えばC案の中核市並みの事務にして5区にすれば右にあるような120人から270人ぐらい今の大阪市の職員から増えてしまうと。その分はコストがかかるということになります。これが例えば中核市並みの事務というのが11区になれば540人から820人、これは職員が増えるということはコストがかかる。中核市並みの事務にして権限を与えること、これは1つ大きなメリットですけども、同時にもし職員が増えるということになれば、それは税がかかるということになりますから、裏を返せばどこかの住民サービスというのがここで消さなきゃいけないような可能性も出てくる。ですのでコストということとの見合いをどう考えるのかというのが大事になってくるのかなというふうに思ってます。そういった意味から今回は一定の合区もして、そしてA、B、Cの3つについてバランスのいいものを皆さんにご提案させていただいてるということです。

(司会)

そういたしましたらこれで説明会のほうを終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(市民)

ちょっと待ってくださいよ。説明会、アンケート見ましても説明が1時間、それから質問が1時間。今質問始まったのが20分からですよ。質問をどんどん繰り返していかないとね。先ほど予算どうのこうのと松井知事がおっしゃいましたけども、総予算額は決められ

てるわけですよ。

(司会)

あなたのご質問わかりますけれども、今回、先ほども言いましたけれども特別区制度と総合区制度についてのご質問なりご意見をお伺いしたいということで開催させていただいておまして、制度設計についてこういったほうがいいんじゃないかというようなご意見があればぜひお伺いしたいなど。それを我々は制度設計に反映していきたいなと思っておりますし、制度の中身についてご不明な点、説明しましたけれどもご不明な点があればそれについてご質問いただければなと思います。皆様それぞれ先ほどいろんなご意見出ましたけれども、特別区制度についてのご意見、前回の住民投票のご意見、皆様それぞれあると思います。それを一人一人270万人の市民の方々に聞くこともできませんので、それはアンケートのほうに書いていただければ我々のほうで取りまとめますので、そちらに書いていただければいいかなと。ほかに挙手の方おられるかどうか聞いたところ、今おられませんでしたので、説明会のほうを終了させていただきたいなということで司会のほうで決めさせていただいたところです。またこれ以降もご質問とかあると思います。ご意見もあると思います。それについてはアンケートに書いていただければと、そのように思っております。

(市民)

ほかの方も司会者は勝手やということで……

(司会)

それは私のほうでまた反省……

(市民)

制度を理解するための質問を受けなくてどないするんですか。

(司会)

だから質問は受けておりますよ。だから同じ方ばかりということではなくてほかにも…

(市民)

ないとおっしゃるから私が発言してるんで。まだ初めから定められた1時間になってないですよ。

(松井大阪府知事)

まあ、ほなちょっとしゃべらせてあげや、誰もおらんのやったら。しゃべらせてあげて。

(市民)

だから4時20分から始まったんですよ。少なくとも5時20分ぐらいまでね。帰られる方

は帰られてもよろしいやん。それだけの質問時間をとってください。

(司会)

説明会は2時間なので、すみません、そしたら私もう一度訂正させていただきますけれども、説明会は2時間させていただきます。そういう意味では3時に開催させていただきましたので、5時まで開催させていただきます。これの中身についてのご質問あれば、すみません、もう一度お願いいたします。

(市民)

そしたらその質問で特別区とか総合区のそれぞれの予算配分は誰がやるんですか。松井知事は何人でやったら決めやすいやないかと言うたけども、そこに与える予算というのはどこでどう決めるんですか。それが現行と総合区と特別区でどのように変わっていくんですか。適正な予算がなければ、総合区、特別区、西区はどこになるか知りませんが、その区長は権限振るいようがないですやんか。そういう予算の配分はどこで決めるんやと。だから現行よりも、現行はちゃんと市長に情報届いてると思いますよ。ほなら今度総合区、特別区の区長は予算のぶんどり合戦を市長とやらんといかんわけでしょう。その辺はどうなんですか。

(吉村大阪市長)

まず予算については、総合区については総合区の区長が予算をこういうふうにするべきじゃないかという意見する権利、市長に対して予算をこうしてほしいという意見を言う権利があります。ですので例えば西区を含む総合区があったとすれば、西区を含む総合区が、子育て予算をもっと増やしてほしいよねというのであれば、市長に対して西区の待機児童の現状はこうだからこっち側を重視してほしい、こっちは我慢しなきゃいけないかもしれないけど、子育てのこっちを重視してほしい、そういったことの予算に関する意見を言う権利が総合区の区長にはあります。今の高野区長には事実上私に言う権利はありますけれども、法律上の権利としてそういうものはありません。それから特別区になれば、これは特別区の区長というのは選挙で皆さんが選びますから。主権者は皆さんですんでね。皆さんが選挙で選んだ区長というのが皆さんからお預かりしてる税金の予算をこういう使い方したいと思いますと。予算案をつくるのは区長にあります。区長にあって、それを区議会にかけて、その西区を含む特別区の区議会の議員が、じゃ、これやったらオーケーですね、ここはおかしいんじゃないですか、まさに最終決定は区議会で決めていくという形になります。ですので皆さんのより身近なところで、例えば西区の課題については総合区の区長、それから特別区の区長というのは、今の行政区の区長よりは大きな権限があるというふうに思います。

(司会)

ほかに。そしたら真ん中のブロックの。

(市民)

僕先ほどちょっと腹が立ったんですけど、松井さん、あなたさっき人が発言するときに、時間がないんやったらしゃべらせたいやと、こんな言い方されましたね。

(松井大阪府知事)

しゃべらしてあげなさいと言ったんです。

(市民)

そういう上からの目線で、そういう物の言い方というのは絶対したらあかんと思いますよ。

(司会)

すみません、その点はちょっと司会の言い方が悪かったので申しわけございません。

(市民)

これからずっと続けていくと思うんだけど、そういう物言いは気をつけてください。

(司会)

すみません、また進行のほうで適切にさせていただきます。申しわけございません。

ほかの方で若い世代の方もおられませんか。ご意見。そしたら後ろから2番目の方ですか。

(市民)

特別区設置につきましては法定等で例えば設置協議会が必要とかいろいろ手順が定められてますけれども、総合区の内容については本日説明を受けました。ただし、どのような手順でそれを移行するのか、一切これきょうの発言はなかったと思います。現行24区が5もしくはきょうの案では11区に合区ということですから、私は昨年と同様に、もしもこれ総合区に移管する場合でしたら住民投票が当然必要やと思いますけども、その点についてはいかがですか。

(吉村大阪市長)

総合区というのは地方自治法上の制度でありまして、総合区に移行するために何が必要かというのは法律で定められています。住民投票が必要なのは特別区、これは大都市法で定められていますが、総合区については議会の議決で定めるというふうにされています。ですので、総合区の案というのをつくるのは行政としてつくるということになりますが、議決の方法という意味では住民投票によらずして皆さんが選挙で選んだ市民の代表である議会の過半数で決めるということになります。

(司会)

そしたら先ほどお話ございましたけれども、2時間ということで最後のお一人の方でお願いしたいと思います。それ以降はもしご意見あれば、それはアンケートのほうに書いて

いただければと存じます。そしたら最後の方で。左のブロックの。

(市民)

何度もすみませんけれども35ページに特別区議会の議員の定数というのが書いてますね。松井知事から先ほど1つの区で議員が2名しか出ないどうのこうのとおっしゃってましたけども、この35ページに書いてある議員の割り振りでその特別区の業務はこなせるんですか。これを参考にされた高槻とか東大阪とかいろいろおっしゃってましたね。その辺のところの議会の人数もこれぐらいの規模なんですか。いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

これは今現在5月の17日に否決された案ですので新たな特別区の案というのは新たに法定協をつくって設置していかなければならないというふうに思っています。これは当時の決め方においては現在の大阪市議会議員の定数86名の中でそれぞれの区に割り振って市議会議員の数をその区で割り当てて区議会議員の数にしていこうということでやった数字です。ちなみにですけども、例えば、僕もサンフランシスコも海外出張で行かせてもらいましたけれども、そこでいうとあれだけの都市で議員というのは10人もいなかった。それぐらいのところを決めていたりもしてるわけですね。ですので議会の議員の数というのは、できないというものではないと思いますし、この人数で今大阪市としてやってる数をこの議会の数に割り当てて、そして実行していけば、僕は十分できるというふうに思っています。

(司会)

すみません、そしたら定刻になりましたので説明会以上とさせていただきます。

改めましてお願いとお知らせのほう申し上げます。本意見募集・説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用いただければと存じます。なお、お配りした意見用紙ですけども、会場出口付近で回収いたしますが、後日区役所窓口でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。お忘れ物ないようにいま一度お手元よろしく申し上げます。